公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　雇用推進室 | 　普通財産の貸付について、公有財産台帳に登載されていなかった。施設名：雇用促進住宅大阪田中住宅

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 目的 | 貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | ７.00㎡ | 仮設足場設置 | 1,540円 | 令和３年10月28日から同年11月６日まで |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

 | 是正を求める事項について、公有財産台帳に登録を行った。今後は、貸付の事務処理を担当した職員以外の職員が、府有財産賃貸借契約の締結時に公有財産台帳への登録確認を行うことにより、チェック体制を強化し、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）